

## 寿司店誘致推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### I 公募型プロポーザルの概要

#### 1 趣旨

この実施要領は、射水市（以下「市」という。）が「寿司」を突破口としたブランディングによる関係人口増加プロジェクト事業の一環として実施する「寿司店誘致推進業務（以下「業務」という。）について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

本プロポーザルの実施及び契約の締結に当たり、必要な手続等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

#### 2 業務の概要

##### （１）業務の名称

寿司店誘致推進業務

##### （２）業務内容

別紙「寿司店誘致推進業務委託仕様書」のとおり

##### （３）業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 7 日（金）まで

##### （４）契約方式

公募型プロポーザル方式により、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした者を優先交渉事業者として選定し、委託契約を締結する。

#### 3 見積金額の限度額

見積金額の上限額は、金 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、見積金額の上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであるが、この金額を超えて提案した場合は失格とする。

#### 4 応募資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、応募資格の確認基準日（参加申込書の提出日）において、次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

- （１）射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（平成 1 7 年射水市告示第 1 1 9 号）第 3 に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されてい

る者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (5) 応募資格の確認基準日から過去2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 5 募集及び選定等の日程

要領等の公表から契約締結までは、次の日程で実施することとする。ただし、応募状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

| 項 目                               | 日 程                |
|-----------------------------------|--------------------|
| 実施要領等の公表                          | 令和6年8月28日（水）       |
| 質問書受付期間                           | 要領公表日～令和6年9月4日（水）  |
| 質問書への回答公表                         | 令和6年9月11日（水）       |
| 参加申込書及び企画提案書の受付期間<br>（応募資格の確認基準日） | 要領公表日～令和6年9月24日（火） |
| プレゼンテーション及びヒアリングの<br>実施           | 令和6年10月中旬予定        |
| 審査結果の通知                           | 令和6年10月中旬予定        |
| 審査結果及び優先交渉事業者の公表                  | 令和6年10月中旬予定        |
| 契約締結                              | 令和6年10月中旬予定        |

## 6 応募方法等

### (1) 実施要領等の取得

実施要領等は、市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。

### (2) 質問の受付

実施要領等の内容に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

#### ① 受付期間

募集公告日から令和6年9月4日（水）午後5時まで

※ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

#### ② 提出方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記入し、電子メールにより本要領末尾に記載する「Ⅲ 本業務に関する問い合わせ先」宛に提出すること。その他の方法による質問は認めないものとする。また、電子メールの件名は「寿司店誘致業務公募型プロポーザル実施要領等に関する質問」とし、受信確認は送信者の責任において行うこと。なお、質問受付期間以外の質問及び口頭による質問は受け付けない。

#### ③ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、質問者名を伏せて、令和6年9月11日（水）までに市のホームページにおいて公表する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

### (3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「企画提案者」という。）は、次に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、1者1提案とする。

なお、提出の際、その電子データを、電子媒体（CD-ROM等）により提出すること。

#### ① 参加申込書及び企画提案書

ア 参加申込書（様式第2号） 1部

イ 参加資格誓約書（様式第3号） 1部

ウ 事業者概要調書（様式第4号） 1部

エ 企画提案書（任意様式）、業務工程表（任意様式） 10部

- ・ 企画提案書は、次の②に基づいて作成すること。
- ・ 様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。
- ・ 表紙には「寿司店誘致推進業務委託企画提案書」及び企画提案者の

名称を表示し、各ページに番号を付すこと。

- ・ 業務工程表とは別に、令和 8 年度までの 3 か年事業スケジュール及び経費を添付すること。（任意様式） 10 部

オ 業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式） 1 部

次の項目について、具体的に記載すること。

- ・ 業務の執行体制（図示）、編成の考え方や特色
- ・ 業務担当予定者の構成や業務分担（経歴のほか、資格や主な業務実績があれば記載すること。）

カ 業務実績書（様式第 5 号） 1 部

キ 見積書（任意様式） 1 部

## ② 企画提案書に記載する事項

別紙「寿司店誘致推進業務委託仕様書」に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。

- ・ 寿司店等に対する意向調査
- ・ 出店環境の把握及び情報提供
- ・ モニターツアーの企画、実施
- ・ P R 及び誘致活動、マッチング、進出サポート
- ・ 自由提案

## ③ 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

ア 提出期限：令和 6 年 9 月 24 日（火）午後 5 時まで（必着）

イ 提出場所：〒939-0292

富山県射水市小島 703 番地（大島分庁舎 1 階）

射水市産業経済部商工企業立地課

電話：0766-51-6675（直通）

メール：kigyoun@city.imizu.lg.jp

ウ 提出部数：1 部（企画提案書及び業務工程表のみ 10 部）

エ 提出方法：持参又は郵送による提出

※ 持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間とする。

※ 郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を連絡すること。）

## ④ 提出書類の取扱い

ア 企画提案者から提出された書類は返却しない。

イ 提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するが、公表、

展示及びその他市が必要と認めるときは、企画提案者の了解を得た上で使用できるものとする。

エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った企画提案者が負うものとする。

オ 提出済書類に虚偽の記載があったことが発覚した場合、市は企画提案書等を無効とし、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことができるものとする。

## II 審査・選定等

### 1 優先交渉事業者の審査

優先交渉事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査（総合評価）を行う。

なお、企画提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、企画提案者が不在の場合においては、その旨を市のホームページで公表するものとする。

#### ① 評価委員会の設置

市は、企画提案者から提出された企画提案の評価に当たり、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、「寿司店誘致推進業務評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

#### ② 審査方法

##### ア 参加申込書及び企画提案書の確認

市は企画提案者から提出された参加申込書及び企画提案書について、本要領に定める書類が全て揃っていること及び本要領に記載した応募資格要件を満たしていることを確認する。応募資格要件を満たしていない場合は失格とする。

##### イ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市は応募資格要件を満たしている企画提案者を対象として、提案内容の確認等のために、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施時期は令和6年10月中旬とし、日時、参加方法等の詳細については、事前に企画提案者に通知する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

##### ウ 評価基準

別紙「寿司店誘致推進業務企画提案評価項目表（評価基準）」に基づく採点により、総合評価点を算出する。

③ 優先交渉事業者の選定

市は、総合評価点により企画提案者の評価順位を決定し、最も評価点が高い企画提案者を優先交渉事業者として選定する。最高評価点が２者以上となったときは、別紙「寿司店誘致推進業務提案評価項目表（評価基準）」中「４ 提案内容」の評価点が高い提案者を優先交渉事業者とする。この場合においても同点のときは、評価委員会委員の投票に基づき、優先交渉事業者を選定する。

④ 審査結果の通知等

市は、評価委員会における審査を踏まえた審査結果を、速やかに企画提案者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。公表内容は優先交渉事業者名と総合評価点の得点とし、次点以下の事業者は非公表とする。なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

## ２ 優先交渉事業者選定に関する留意事項

（１）公正性の確保

企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。また、この実施要領に定めるもののほか、関係諸法令を遵守すること。

（２）募集の中止等

市は、次の場合には、当該企画提案者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることができるものとする。この場合において企画提案者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

① 企画提案者が不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

（３）応募の無効

提出期限までに参加申込書を提出しなかった場合又は応募資格要件を満たしていなかった場合は、応募を無効とし、企画提案書を受理しないものとする。

（４）接触の禁止

実施要領等の公表後、本事業の優先交渉事業者決定までの間に、企画提

案者やそれと同一と判断される団体等が、評価委員会の委員又は事業担当課等に、本プロポーザル及びヒアリングに対する援助を直接又は間接的に求めることを禁じる。

また、評価委員会の委員に面談を求めたり、応募者の宣伝資料等を提出したりすることにより、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけたりすること、評価委員会の動向等を聴取することも禁じる。これらの禁止事項に抵触したと判断したときは、当該応募者は失格とする。

(5) 実施要領等の承諾

参加申込書の提出をもって、市は企画提案者が実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(6) 必要事項等の追加

本要領及び別紙「寿司店誘致推進業務委託仕様書」に定める以外に必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また、応募資格確認結果の通知後においては企画提案者に書面にて通知するものとする。

(7) 費用負担

参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出に係る全ての費用は、企画提案者の負担とする。

(8) 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

### Ⅲ 本業務に関する問い合わせ先

〒939-0292 富山県射水市小島703番地

射水市産業経済部商工企業立地課

TEL：0766-51-6675

FAX：0766-51-6690

電子メール：[kigyoushou@city.imizu.lg.jp](mailto:kigyoushou@city.imizu.lg.jp)

寿司店誘致推進業務企画提案評価項目表（評価基準）

| 審査項目 |       | 評価の内容                                          | 配点  |
|------|-------|------------------------------------------------|-----|
| 1    | 実施体制  | 本業務を迅速かつ正確に実行するための体制や人員が確保されているか。              | 10  |
| 2    | 会社の実績 | 本業務を実行できるだけの実績やノウハウを有しているか。                    | 20  |
| 3    | 業務理解度 | 本業務の目的や内容が十分に理解されているか。                         | 15  |
| 4    | 提案内容  | 着眼点、分析力が優れているか。                                | 15  |
|      |       | 3か年にわたり、計画的かつ具体的な工程が構築され、業務の成果が期待できる提案となっているか。 | 20  |
|      |       | 提案者の独自性が盛り込まれているか。                             | 15  |
| 5    | 経済性   | 最低提示額÷提案者の提示額×10点<br>※小数点以下は切り捨てとする。           | 5   |
| 合計   |       |                                                | 100 |

※ 審査内容は非公開とする。

※ 評価点合計の6割を最低基準点とし、参加者の得点が最低基準点に満たない場合は選外とする。